

監事監査規定

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人上田映劇（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

(職務)

第2条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(権限)

第3条 監事は、前条第1号及び第2号の規定による監査を行うため、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(監査報告)

第4条 監事は、理事長から事業報告書及び財務諸表等を受領し、これらの書類について監査する。

2 監事は、日常の監査を踏まえ、前項の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

附 則

この規程は、2022年11月1日から施行する。（同日監事全員の合意により決定）